

名張市学校運営協議会規則（改正案）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（→根拠規定の条番号を修正・文言修正）

（協議会の目的）

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを目的とする。

（→協議会の新たな協議事項として学校運営に必要な支援が加わることから、その役割を明記）

（設置等）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

（→設置の努力義務化による文言修正と、複数の学校に一つの協議会を置くことができる旨を追記）

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

（→指定の仕組みを探らなくなることに伴い、協議会の協議の対象となる学校を明らかにするための手続きを追記。また以下、「指定学校」を「対象学校」に改めるよう修正）

3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめその対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(→協議結果に関する情報提供の努力義務化に伴い規定を修正)

(委員)

第7条 校長は、その対象学校の協議会委員とする。

2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内（当該対象学校に関係する地域づくり組織が複数である場合にあっては、教育委員会が決定した員数）とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該対象学校の就学区域の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) ボランティア活動等関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、**教育委員会が適當と認める者**

- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。
- 4 前2項の規定により**対象学校**の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合は、教育委員会及び**その対象学校**の校長で協議し決定するものとする。
- 6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。
(→協議会委員数の考え方について、ただし書きを追加する。)
(→協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を追加する。)

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
 - (3) その他協議会及び**対象学校**の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいづれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 **対象学校**の校長は、委員が前項各号のいづれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(協議会の組織)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、**その対象**学校の校長が会長となることはできない。

3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、**その対象**学校の校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があると認めるときは、**その対象**学校の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。

6 **対象**学校の校長は、必要に応じ当該**対象**学校の関係職員を会議に出席させることができる。

7 校長は、会議録を作成し、**対象**学校に5年間保存しなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の報告)

第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書（様式第3号）により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（→協議会の役割、責任について定期的に研修を実施するほか、適正な協議会運営を継続するために必要な研修の実施を新たに規定する。）

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び**対象学校**の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(→協議会の活動により学校運営に支障が生じた場合等の対応として、旧第16条に規定していた指定の取り消しに代え、必要な措置を講ずる旨を追加)

(→協議会設置の努力義務に伴い学校の指定制度を取らないこととするため、指定を前提とした規定を削除)

(学校運営に関する評価)

第17条 協議会は、**その対象学校**の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、**その対象学校**において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 月 日教委規則第 号)

この規則は、平成29年 月 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

名張市教育委員会 様

学校名
学校長 印

学校運営協議会設置申請書

学校運営協議会を設置したいので、名張市学校運営協議会規則第3条第3項の規定により、
次のとおり申請します。

1 学校名

2 設置日 年 月 日

3 設置しようとする理由

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

名張市教育委員会 様

学校名

学校長

印

学校運営協議会委員推薦書

名張市学校運営協議会規則第7条第4項の規定により、次の者を学校運営協議会委員に委嘱（任命）することが適当であると認めますので推薦します。

記

学校名			
氏名		性別	
生年月日		年齢	歳
現住所			
現職			
推薦理由			

注（1）年齢は、推薦書提出月の1日現在の「満年齢」を記入してください。

（2）職名等は当該年度の主となるものを記入してください。

様式第3号（第14条関係）

第 号
年 月 日

名張市教育委員会 様

学校名
学校長 印

学校運営協議会開催報告

名張市学校運営協議会規則第14条の規定により、次のとおり学校運営協議会を開催しましたので、その概要について報告します。

1. 開催日時 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

2. 開催場所

3. 出席者数 出席委員 名
欠席委員 名
説明員等関係者 名

4. 協議内容及び結果等

5. その他参考事項

【参考資料等あれば添付のこと】

名張市学校運営協議会規則（改正案）新旧対照表

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、名張市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
(協議会の目的)	(協議会の目的)
第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともににある学校づくり」に取り組むことを目的とする。	第2条 協議会は、学校の運営に関して、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画を進めることにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともににある学校づくり」に取り組むことを目的とする。
(設置等)	(指定)
第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。 3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。	第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認める学校を、協議会を設置する学校として指定する。 2 校長は、前項の規定による指定を受けようとするときは、学校運営協議会指定申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。 3 指定の期間は指定日の属する年度を含む3か年度とし、再指定することを妨げない。

新	旧
(学校運営に関する基本的な方針の承認)	(学校運営に関する基本的な方針の承認)
<p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該対象学校の経営計画に関すること。 (2) 教育課程の編成に関すること。 (3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。 <p>2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p>	<p>第4条 前条第1項の規定により指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該指定学校の経営計画に関すること (2) 教育課程の編成に関すること (3) その他、当該指定学校の校長が特に必要と認める事項に関すること <p>2 指定学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p>
(学校運営に関する意見の申し出)	(学校運営に関する意見の申し出)
<p>第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、その対象学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>	<p>第5条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該指定学校の校長に対して意見を述べることができる。</p> <p>2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ当該指定学校の校長の意見を聴取するものとする。</p>
(住民参画の促進等のための情報提供)	(住民参画の促進等)
<p>第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。 (2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。 	<p>第6条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。</p> <p>2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。</p>

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第7条 校長は、その対象学校の協議会委員とする。</p> <p>2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内(当該対象学校に関係する地域づくり組織が複数である場合にあっては、教育委員会が決定した員数)とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該対象学校の就学区域の住民 (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の当該対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 学識経験者 (5) ボランティア活動等関係者 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者 <p>3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により対象学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合は、教育委員会及びその対象学校の校長で協議し決定するものとする。</p> <p>6 委員は、地方公務員(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第7条 校長は、当該指定学校の協議会委員とする。</p> <p>2 校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内とし、次に掲げる者のうちから、当該指定学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該指定学校の就学区域の住民 (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者 (3) 学識経験者 (4) ボランティア活動等関係者 (5) 前各号に掲げる者のほか、当該指定学校の校長が推薦する者 <p>3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により当該指定学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合には、教育委員会及び当該指定学校の校長で協議し決定するものとする。</p> <p>6 委員は、地方公務員(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。</p>

新	旧
(委員の任期)	(委員の任期)
第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。	第8条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 削除	3 削除
(守秘義務等)	(守秘義務等)
第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。	2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
（1）委員たるにふさわしくない非行を行うこと	（1）委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
（2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること	（2）委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
（3）その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと	（3）その他協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
(委員の解任)	(委員の解任)
第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。	第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。
（1）第9条の規定に違反したとき	（1）第9条の規定に違反したとき。
（2）委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき	（2）委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
（3）その他解任に相当する事由が認められるとき	（3）その他解任に相当する事由が認められるとき。
2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。	2 指定学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。	3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

新	旧
(協議会の組織)	(協議会の組織)
第11条 協議会に会長及び副会長を置く。	第11条 協議会に会長及び副会長を置く。
2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、 その対象学校 の校長が会長となることはできない。	2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、当該指定学校野好調が会長となることはできない。
3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。	3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。	4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。
(会議)	(会議)
第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、 その対象学校 の校長と協議の上、会長が招集する。	第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、当該指定学校の校長と協議のうえ、会長が招集する。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。	2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。	3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関する議決権を有しない。	4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関する議決権を有しない。
5 会長は、必要があると認めるときは、 その対象学校 の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。	5 会長は、必要があると認めるときは、指定学校の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。
6 対象学校 の校長は、必要に応じ当該 対象学校 の関係職員を会議に出席させることができる。	6 指定学校の校長は、必要に応じ当該指定学校の関係職員を会議に出席させることができる。
7 校長は、会議録を作成し、 対象学校 に5年間保存しなければならない。	7 校長は、会議録を作成し、指定学校に5年間保存しなければならない。
(会議の公開)	(会議の公開)
第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。	第13条 协議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。
2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。	2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。	3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

新	旧
(会議の報告)	(会議の報告)
第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書（様式第3号）により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。	第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書（様式第3号）により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。
(研修)	(追加)
第15条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。	
(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)	(指導及び助言)
第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。	第15条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うことができる。
2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。	2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。
(指定の取消し)	(指定の取消し)
第16条 削除	第16条 教育委員会は、前条第1項による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、指定を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合 (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合 2 教育委員会は、その事由を明示した書面をもって指定を取り消さなければならない。

新	旧
(学校運営に関する評価)	(学校運営に関する評価及び情報提供)
第17条 協議会は、その対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。	第17条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。
2 削除	2 協議会は、地域住民等に対し、その活動状況等を積極的に公開するなど情報提供に努めなければならない。
(協議会の庶務)	(協議会の庶務)
第18条 協議会の庶務は、その対象学校において処理する。	第18条 協議会の庶務は、指定学校において処理する。
(運営等)	(運営等)
第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。	第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。
(委任)	(委任)
第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。	第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。
附 則	附 則
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6 改正新旧対照表

新	旧
第4節 学校運営協議会	第3節 学校運営協議会
第47条の6 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の学校運営協議会を置くことができる。	第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。	2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
(1) 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民	
(2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者	
(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	
(4) その他当該教育委員会が必要と認める者	
3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。	(新設)
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれ	(新設)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6 改正新旧対照表

新	旧
<p>め、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>6 学校運営協議会は、<u>対象学校</u>の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>7 学校運営協議会は、<u>対象学校</u>の職員の採用その他の任用に関する<u>教育委員会規則で定める事項</u>について、当該職員の任命権者に関して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> <p>8 <u>対象学校</u>の職員の任命権者は、当該職員の任用にあたっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。</p> <p>9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、<u>対象学校</u>の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、<u>当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。</p>	<p>4 学校運営協議会は、<u>当該指定学校</u>の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>5 学校運営協議会は、<u>当該指定学校</u>の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任期に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> <p>6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用にあたっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。</p> <p>7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、<u>当該指定学校</u>の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、<u>その指定を取り消さなければならない。</u></p> <p>8 <u>指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。</u></p>